

陳 述 書 (個人用)

西条市長 殿

※内容を確認し、□にチェックを入れてください。

☐ 私は、暴力団員等ではありません。

※「暴力団員等」とは、「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。

☐ 私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において、入札等をする者ではありません。

※該当する場合は、□にチェックを入れてください。

☐ 自己の計算において私に入札をさせようとする者は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」に記載のとおりです。

この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。

売却区分番号		陳述書作成日		年	月	日
入 札 者 (買 受 申 込 者)	住 所	〒				
		電話 ()				
	KSI ログインID					
	フリガナ					
	氏 名	(自署のみ、印不要)				
	生年月日	☐ 大正 ☐ 平成	☐ 昭和 ☐ 令和	年	月	日

【注意事項】

- 本様式は、入札者(買受申込者)が個人の場合に使用する陳述書です。
陳述書は、入札等を行う財産(区分番号)ごとに作成し、入札等までに提出してください。
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- KSIログインIDは、インターネット公売で入札される場合に記載してください。
- 共同で入札等を行う場合は、入札者(買受申込者)ごとに陳述書を提出してください。
- 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追記はできません。
- 入札者(買受申込者)が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書(宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証)の写しを提出してください。
- 自己の計算において入札等をさせようとする者(入札者(買受申込者)に資金を渡すなどして自己の為に入札等をさせようとする者をいいます。)がある場合は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」を併せて提出してください。
- 虚偽の陳述をした場合、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(国税徴収法第189条)。
- この陳述書の提出により、陳述書等事項確認のため、西条市が愛媛県警察等に対し、関係情報の照会を行い、取得することについて同意したものとみなします。

陳 述 書 (個人用)

記載例①

西条市長 殿

※内容を確認し、□にチェックを入れてください。

☒ 私は、暴力団員等ではありません。

※「暴力団員等」とは、「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。

☐ 私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において、入札等をする者ではありません。

※該当する場合は、□にチェックを入れてください。

☐ 自己の計算において私に入札をさせようとする者は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」に記載のとおりです。

この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。

売却区分番号	〇〇〇〇		陳述書作成日	令和〇 年 〇 月 〇 日
入札者 (買受申込者)	住 所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 愛媛県西条市明屋敷164番地 電話 ()		
	KSI ログインID	ehime_saijo		
	フリガナ	サイジョウ タロウ		
	氏 名	(自署のみ、印不要) 西条 太郎		
	生年月日	☐ 大正 ☐ 昭和 ☒ 平成 〇 年 〇 月 〇 日		

【注意事項】

- 本様式は、入札者(買受申込者)が個人の場合に使用する陳述書です。
陳述書は、入札等を行う財産(区分番号)ごとに作成し、入札等までに提出してください。
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- KSIログインIDは、インターネット公売で入札される場合に記載してください。
- 共同で入札等を行う場合は、入札者(買受申込者)ごとに陳述書を提出してください。
- 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追記はできません。
- 入札者(買受申込者)が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書(宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証)の写しを提出してください。
- 自己の計算において入札等をさせようとする者(入札者(買受申込者)に資金を渡すなどして自己の為に入札等をさせようとする者をいいます。)がある場合は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」を併せて提出してください。
- 虚偽の陳述をした場合、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(国税徴収法第189条)。
- この陳述書の提出により、陳述書等事項確認のため、西条市が愛媛県警察等に対し、関係情報の照会を行い、取得することについて同意したものとみなします。